

多治見市危険木伐採事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民による自主的で安全安心な生活環境の維持保全の促進を図るため、危険木の伐採等をする者に対し多治見市危険木伐採事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号）第20条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「危険木」とは、市内に存在し、現に居住している個人住宅又は集合住宅（以下「住宅等」という。）に倒木被害を及ぼすおそれのあるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画の対象森林内又は現況地目が山林若しくは保安林となっている筆内に存在する危険木の伐採、撤去及び処分（以下「伐採等」という。）とする。

2 補助金の交付は、同一年度内において、1つの補助対象事業施行地につき1回限りとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 補助対象事業の実施にあたり必要となる関係法令等に基づく届出等が行われていない場合

(2) 国又は他の地方公共団体等から、当該危険木の伐採等に係る補助金の交付を受けている場合

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、危険木の所有者若しくは管理者と危険木により被害を受けるおそれのある住宅等の所有者若しくは管理者が同一である場合又はその生計が同一である場合は、補助の対象としない。

(1) 危険木の所有者

(2) 危険木の管理者

(3) 危険木により被害を受けるおそれのある住宅等の所有者若しくは管理者

2 補助対象者は、危険木の伐採等を行うことについて、危険木の所有者から承諾を得なければならない。ただし、補助対象者が危険木の所有者である場合を除く。

3 第1項の規定にかかわらず、補助対象者が次のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等に該当する場合

(2) 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料を滞納している場合（市長に対し分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める場合を除く。）

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、危険木の伐採等に要する経費とする。ただし、伐採地及び住宅敷地以外への搬出、運搬及び処分並びに抜根に要する経費は対象としない。

2 前項において危険木を有価物として処分する場合は、補助対象経費からその売却金額を控除した額を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の4分の3に相当する額とし、50万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（補助金の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に多治見市危険木伐採事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別記様式第2号）

(2) 収支予算書（別記様式第3号）

(3) 事業箇所の位置図

(4) 事業箇所の写真

(5) 見積書の写し

(6) 森林所有者承諾書（別記様式第4号）（危険木の所有者が、申請者かつ森林所有者である場合を除く。）

(7) 誓約書兼同意書（別記様式第5号）

(8) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、多治見市危険木伐採事業費補助金交付決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を不適当と認めたときは、不交付の決定をし、多治見市危険木伐採事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第9条 申請者は、前条第2項に規定する通知を受けた後でなければ、補助対象事業に着手してはならない。

（事業の計画変更）

第10条 申請者は、第8条第2項に規定する通知を受けた後において、補助対象事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）を行う場合は、直ちに多治見市危険木伐採事業費補助金計画変更承認申請書（別記様式第8号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（事業の変更決定）

第11条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、多治見市危険木伐採事業費補助金変更交付決定通知書（別記様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の申請をした日の属する年度の3月末日までのいずれか早い日までに、多治見市危険木伐採事業費補助金実績報告書（別記様式第10号。以下「実績報告書」という。）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付額の決定)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、多治見市危険木伐採事業費
補助金確定通知書（別記様式第11号）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項に規定する通知を受けた後、多治見市危険木伐採事業費補助金交
付請求書（別記様式第12号）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。